

# 「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」（県内観光促進緊急対策事業）の 事業停止に係る支援金取扱要領

## 1 目的

「今こそ鹿児島の旅（第2弾）」（以下、「本事業」という。）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、県が指定した期間に本事業を停止した旅行者に対し支援金を支給する。

## 2 支援金の対象・支給者

本事業の適用を受けた旅行商品のうち、県が別途指定する期間に利用される予定の旅行商品で、県が別途指定する期間にキャンセルされたことに伴い発生した費用※相当額

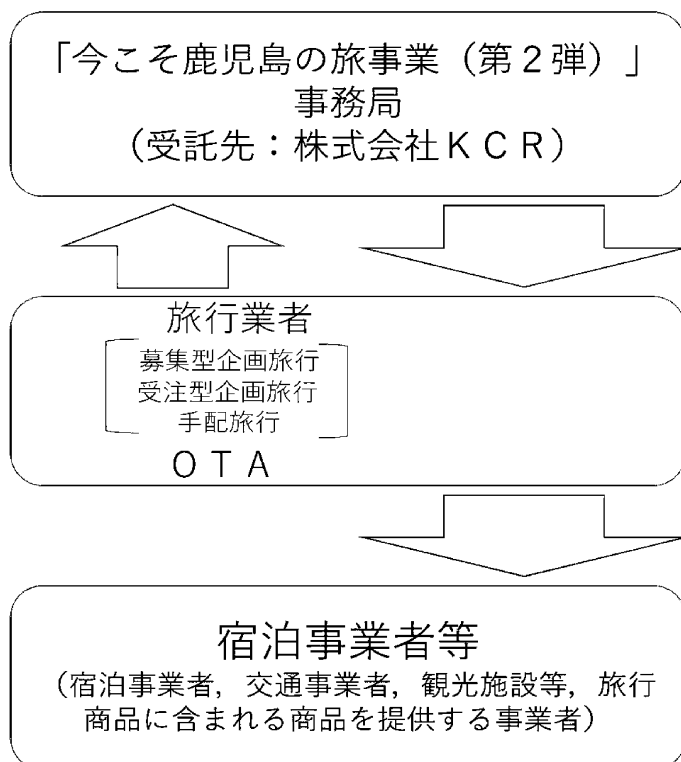
※ 旅行会社の約款に基づく予約の取消料及び旅行代金の返金に要した経費等

## 3 支援金の申請手続

### (1) 申請者

本事業に参加する旅行者

### (2) 申請・支払・配分の流れ



(3) 申請に必要な書類

- ① 支援金申請書（様式A号）
- ② キャンセルリスト（様式B号または様式B-1号）
- ③ 誓約書（様式C号）
- ④ キャンセル料に関する規定（約款・パンフレット等）
- ⑤ 旅行代金の返金に要した経費等の証拠書類（振込用紙の写しなど負担額の内訳が分かるもの）
- ⑥ その他事務局が必要と認める書類

(4) 関係書類の保管

- ア 事務局が提出を求める場合があるので、いつでも提出できるよう整理をしておくこと。
- イ 本事業に関する帳簿及び証拠書類（別紙参照）は支払いを受けた翌年から5年間保存すること。

4 請求期間

県が別途指示する期間

5 請求方法

鹿児島県または、事務局のホームページから様式を入手し、必要事項を記入し、事務局に郵送すること。但し、(3) 申請に必要な書類②～⑥についてはメールでの提出も可とする。

6 不正請求の確認・対応等について

請求内容の適切性を確認するため、県が書類の追加提出を求めるとともに、保管書類の確認を行う場合がある。これらの監査等を通じて仮に不正が発覚した場合には、本事業の参加旅行業者登録の取り消しを行うとともに、不正受給分の返還請求を行う場合がある。